

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|--|
| A | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| B | 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域 |
| C | 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 |